

ひろがれイクボスの輪！



「イクボスカぬま宣言」

登録事業所 募集！！

鹿沼市では、事業所による働く環境の積極的な見直しや改善を推進する取り組みの一つとして「イクボスカぬま宣言」を実施する事業所を募集しています。

既にイクボスを実践されている経営者や管理職の皆様、また、これからイクボス宣言をして新たに取り組みたいと思っている皆様からの応募をお待ちしております！

イクボスとは？

職場で共に働く部下、スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理者）

イクボス 10 ヶ条

1. 理 解 仕事だけでなく、私生活を理解
2. ダイバーシティ(多様性) 部下の多様なWLB※を尊重
3. 知 識 社内制度、関連法の知識を有する
4. 組織浸透 組織全体に WLB※を勧める
5. 配 慮 私生活に影響する人事に配慮
6. 業務改善 情報共有やモバイル活用で欠員を補う
7. 時間捻出 無駄な業務の削減、業務の効率化
8. 提 言 上司に WLB※重視の経営を提言
9. 有言実行^{かい} イクボスによる業績向上を実証
10. 腕より始めよ 自ら仕事と私生活を楽しむ

※WLB（ワーク・ライフ・バランス）…仕事と生活の調和

（出典：ファザーリング・ジャパン）

「イクボスカぬま宣言」事業所登録の流れ

【対象】下記①②を満たす法人・個人・団体

- ①市内に事業所を置き、事業活動を行っている
- ②正規労働者を2名以上雇用している

制度の詳細や、申込書のダウンロードについては、市ホームページをご覧ください。宣言例文もあります。

イクボスカぬま宣言

検索

STEP 1

事業所の代表者、管理職が「イクボス」として具体的な取り組みを示した宣言書を作成する。

STEP 2

部下の前で宣言し、宣言している風景を写真撮影する。

STEP 3

申込書に代表者の宣言書(写)と写真を添えて、人権男女共同参画課（下記アドレス）にメール送付する。

※ご登録いただいた事業所は、市 HP 等で紹介いたします



【お問合せ・申込先】

鹿沼市 市民部 人権・男女共同参画課 男女共同参画係

〒322-8601 鹿沼市今宮町 1688-1

TEL : 0289-63-8352 FAX : 0289-60-1001

E-mail : jinken@city.kanuma.lg.jp

5 ジェンダー平等を
実現しよう



8 働きがいも
投資収益も



11 地方創生から
まちづくりを

